

令和 6 年 11 月 28 日

東京都 建設局 北多摩南部建設事務所

工事第二課長 岡田拓也 殿

西東京市役所 みどり環境部長

白井 一嘉

石神井川上流地下調節池事業実施に係る南町遊水池等の活用について（要望）

日頃より、西東京市政に多大なご尽力を賜り、誠にお礼申し上げます。

さて、石神井川上流地下調節池事業（以下「本事業」という。）につきましては、令和 6 年 7 月 22 日付 6 西都下第 258 号のとおり本市としても、その事業効果に期待するとともに、協力していく考えでございます。

一方で、本市は現在、本事業に関連する南町調節池（柳沢児童広場）及び都有地をお借りしておりますが、本事業実施にあたって現況と同様占用形態を継続することが難しくなることを危惧しております。特に柳沢児童広場につきましては、本市において貴重なボール遊び広場として供用する公園の一つであり、近隣住民等の方々から様々なご要望をお伺いしているところでございます。

つきましては、今後、東京都が本事業を進めていくにあたり、本市に届く近隣住民等の方々の声も踏まえ、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 令和 7 年度より本市が南町遊水池を無償で占用し、公園として整備・活用することについて協力願います。
- 2 南町遊水池に整備する公園は、河川管理上支障の無い範囲でボール遊び広場などの活用を想定しておりますので、本市で行う広場として必要な整備について、協議いただきますよう願います。整備する公園に対する近隣住民等からのご意見については、本市として可能な限り反映したいと考えておりますので協力願います。
- 3 南町遊水池に整備する公園は市として長く利用したいと考えております。本市占用期間中に東京都で遊水池の維持管理工事等を実施する際は、市の公園利用も配慮した対応を願います。
- 4 南町調節池（柳沢児童広場）西側の草地及び周辺通路並びに南町第二児童遊園については、工事期間中も含め、今後も本市による無償での占用を継続するよう願います。また、南町調節池西側の草地等については、本市が広場として必要な整備を検討しておりますので、ご協力願います。
- 5 本事業完了後につきましても、引き続き南町調節池を可能な範囲で公園として無償で占用させて頂くよう願います。